

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日からの日程については、お手元に配付の会期日程のとおり、議会運営委員会で決まりましたので報告いたします。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の質問を許します。御登壇願います。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 改めておはようございます。

創生会の東梅康悦でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、間もなく東日本大震災より8年がたちます。改めて犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたします。そしてまた、いまだ不自由な生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げます。

今回の私の一般質問は、3つの項目を行いたいと思います。

まず最初に、戸建て災害公営住宅の払い下げについてお尋ねいたします。

戸建てタイプの災害公営住宅は、建築から5年経過後に払い下げが可能とされております。払い下げした住宅はまだありませんが、担当課においても既に協議検討されていると推察いたしますし、私自身もさらに準備を進めるべきと考えております。払い下げは、町にとりましても、また払い下げを希望する方にとりましても双方にメリットが生じると考えます。入居時にあらかじめ払い下げについて一定の説明はされていると思いますが、以下の点について伺います。

1つ、詳細な内容の公表時期について。

2つ、現在把握している希望者数について。

3つ、国からの補助金について。

4つ、払い下げへの町の支援のありなしについて。

5つ、払い下げ後の1戸当たりの固定資産税についてお尋ねいたします。

次に、特別支援教育についてお尋ねいたします。

当町では、平成30年3月に大槌町教育大綱を策定し、その理念を「学びがふるさとを育て、ふるさとが学びを育てる町 おおつち」と示しました。また、今年4月には子供の学び基本条例が制定されようとしております。

私の今回の質問は、教育の中の一部であります特別支援教育を町としてどのように進めていくのかを取り上げたいと思います。

過日の新聞によれば、特別支援教育を必要とする子供たちが増加傾向にある旨の報道がされておりました。当町においても同じ傾向にあると考えられます。多くの子供たちは、15歳までの義務教育期間で切れ目のない一貫した教育を受けられます。もちろん支援教室においても同じことが言えます。

しかしながら、学校現場においては、専門の教員確保が難しいという話も聞こえてまいります。現状はどのようになっているのか、また、どのような対応がなされているのか伺います。

多くの子供の中の一部には、6歳の入学時、あるいは学年が進む中で県立の支援学校を選択しなければならない現実もあります。県立の支援学校に通う子供たちも、また町の学校に通う子供たちも町の大切な子供たちであります。町の教育行政として、どのようにサポートしていくのか伺います。

3つ目に農業振興についてお尋ねいたします。

平成29年12月議会においても同じ内容の一般質問を行い、有意義な議論をさせていただきました。前回から1年4カ月が過ぎておりますが、平成30年を振り返れば、野菜・畜産では農協出荷分が高値販売で推移し、産直向けの販売額も前年と比べ増加傾向にあります。放射能物質の影響を受けた干しシイタケも生産者の努力により、生産量が伸びております。総じて平成30年は、農業者にとってよい年だったと言えます。

町においても現在、地方創生事業を活用し、農林水産物の高付加価値化を図る事業を進めておりますが、6次化を図る上でも生産がベースになることから、いかに生産量、生産力を高めるかが重要となってまいります。行政においても町単独の補助事業等を設け、農業者を支えております。

現在の各種補助事業の成果をどのように分析しているのか、また、町民所得の向上を目標に定めた新たな施策の取り入れを含めた当町の農業を今後どのように推進していくのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、戸建て災害公営住宅の払い下げについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、災害公営住宅の払い下げにつきましては、東日本大震災復興特別区域法の特例措置により、払い下げの要件が緩和され、木造住宅の耐用年数30年の場合、耐用年数の4分の1を経過すれば払い下げてきていたものが、期間が6分の1に短縮されたことで5年を経過すれば入居者等に払い下げができることとなっております。

当町においては、本年の10月に大ケロ二丁目第2町営住宅23戸と来年2月の柁内町営住宅13戸が入居開始から5年を迎えることから、入居者に対し事前に払い下げに関するアンケート調査を実施し、入居者の意向等を確認したところであり、回答結果では、払い下げ価格や補助金等の内容にもよりますが、大ケロ二丁目第2町営住宅で3件、柁内町営住宅で3件の入居者が払い下げを希望している状況であります。

また、払い下げに係る補助制度については、国からの被災者生活再建支援金複数世帯で200万円、県の被災者住宅再建支援事業補助金複数世帯100万円の計300万円が補助対象となりますが、いずれも申請期限が定められていることから、期限が切れた後の対応については、協議を進めるよう指示をしております。

そして、払い下げ後の固定資産税については、各住宅の課税標準額に標準税率の1.4%を乗じた額を課税することを想定しております。

なお、払い下げ価格は、建築価格等をもとに不動産鑑定士の鑑定評価を考慮し算定することになっていることから、入居者の意向や公営住宅法の規定等を踏まえ、町からの支援の詳細等につきましては、本年の8月ぐらいをめどに議会にお示しし、具体的な内容が決まり次第払い下げ希望者と個別に対応を図り、一人でも多くの入居者の方に住宅を取得いただくよう取り組みを進めてまいります。

特別支援教育については、教育長が答弁をいたします。

次に、農業振興についてお答えをいたします。

町内農業者の生産活動に係る経費を幅広く支援することで農産物の生産拡大を推進し、農業者の所得向上につなげるため、大槌町農産物生産振興事業補助金と町単独事業として実施してきたところであります。

本事業につきましては、農協を初めとした関係機関や農業者の方々との意見交換を重ね、より効果的かつニーズに即したメニューとなるよう、毎年制度の改善を図っております。

ます。交付件数、交付額ともに年々増加傾向にあることから生産拡大に一定の役割を果たしてきているものと認識しているところであります。そのほか、国及び岩手県の補助事業では、集落や地域の方々による農地や水路、農道等の共同施設の維持を行い、耕作放棄地の発生防止等に寄与する多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を実施しており、担い手への農地の集積や集約を進め、農地中間管理事業についても毎年着実に実績が上がっております。また、大槌町地域農業再生協議会として高収益作物の産地化に資する転作を行った農業者に対し、交付する産地交付金についても近年はピーマンや花卉の生産量、作付面積が拡大し、効果があらわれてきております。

来年度からは、大槌地場産業活性化センターを活用することにより、農林水産物の新規種目や生産量の拡大を図るとともに、加工品の開発などによる高付加価値化を促進し、生産から加工・販売までの一体的な産業の活性化に取り組みます。

今後につきましても農業者の所得向上を実現するため、現場の課題や成果を踏まえ、引き続き農業者の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、狭隘な土地の中でも強固な経営基盤が構築できるよう、生産性向上に資する支援策を国や県とともに密に連携を図りながら積極的に導入し進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは、私から特別支援教育についてお答えいたします。

初めに、学校現場における特別支援教育専門の教員の確保の状況でございますが、町全体では特別支援学級は現在知的学級が2学級、それから情緒学級が3学級、肢体不自由学級が1学級設置されております。

特別支援教育の専門の免許を有している職員は、全体で5名であります。

東梅議員がお話しなされたとおり、特別支援教育を必要とする子供たちは年々増加の傾向にあります。しかしながら、小学校または中学校の教員免許があり、かつ特別支援教育専門の免許を所有する教員は、県全体で見ても多くはありません。そのため、その対応として特別支援学級を担当する教員につきましては、毎年県や町で行われております特別支援教育研修会において指導力の向上を図っているところであります。また、特別支援学校からも講師を招き、担当者のみならず、全教職員で特別支援教育の理解促進と「ともに学びともに育つ教育」の実現を進めているところであります。

次に、行政としてのサポート体制につきましては、町では大槌学園と吉里吉里小学校に特別支援教育支援員を合わせて4名町単で配置しております。また、大槌学園には適

用支援相談員を1名配置しております。さらには、現在釜石祥雲支援学校へ通う児童・生徒につきまして、大槌からの通学バスの運行の実現を目指して県の教育委員会と協議を重ねているところであります。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、再質問を行いたいと思います。

まず最初に、戸建ての災害公営住宅の払い下げについて、何点かお尋ねいたします。

まず、このことにつきましては、以前から私関心を持っておりました。そしてまた、金額がどの程度になるのかということも気になっていたわけですが、以前の説明で、この書類にもありますけれども、確認しますが、4DK、80平方メートル程度の払い下げの場合は、建物価格が約1,400万、そしてまた土地の価格はおよそ300万、合わせて約1,700万ぐらいに4DKの場合はなるということで、まずよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） まず、今回の払い下げに係る住宅については、最初の複成価格というか、建物価格がございまして、これが大ケロ二丁目第2町営住宅では3DKが平均で1,673万3,072円、4DKの平均では1,730万2,657円、それに対しまして、柁内町営住宅が3DK平均が1,804万1,580円、4DKの平均が1,840万436円ということで、ちょっと若干開きがございまして。単純に例えば3DKの1,673万を本来であれば残存価格を残した上で減価償却していった額とやっていると、例えば単純に30年を25で割れば1,300何がしというか、になるんですが、今言ったような状態があるので、一応仕様が同じなんですね。実はこれは。なので、この部分を不動産鑑定を入れて、ある程度統一した価格で算定したいというふうに考えます。ただ、実際今言った額は1,300万か400万という話になっているんですが、その額になるかどうかはちょっとまだここでははっきりは申し上げられませんが、当町としてもできるだけ被災者のために払い下げが円滑に行えるよう検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

同じ面積でも間取りでも建てる場所によって、また建てる時期によって若干の開きがあるので、それをならすと、いいことだと思いますので、ぜひそれはやってください。

そこで、先ほどの答弁の中にもありましたが、その国の200万の加算支援金、そしてま

た県の100万の支援金の申請期限があるわけですよね。なおかつその住宅融資支援機構の災害復興住宅融資を受けたい場合も恐らく期限があると思うんです。ですので、その期限が、今段階の期限がいつになっているのかというのがやっぱりこれから払い下げする方にとってはすごく大事な情報になってくると思うので、その辺をまず示していただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） お尋ねのありました国・県の支援制度の申請期限についてでございますが、被災者生活再建支援資金につきましては、当初平成24年4月10日まで申請期限となっておりますけれども、こちら面整備ですとか、被災者生活再建の進捗度合いを勘案しながら国のほうで順次延長の措置が講じられてまいりまして、現時点では2020年4月10日、来年の4月10日までが申請期限ということになっております。

また、県の被災者住宅再建支援事業補助金につきましても先般、申請期限の延長が図られまして、2021年3月までということになっています。（「融資のほう」の声あり）

○9番（東梅康悦君） いいです、議長、いいです、いいです。よろしいです。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） あとで教えてください。

まず、今、国の加算支援金が2020年、来年の4月、県が1年ちょっと余裕があるわけですが、これではとてもじゃないが去年入った人はじゃあどうなるのやという話になるので、物は違いますけれども、災害援護資金なんかはこの間の新聞等では再度また1年延長するような国の方針も示されているように、恐らくこれって被災地の議会なり行政が強く言っていくことによって、恐らくそういう支援金等も1年、1年という、皆さんが間に合うぐらいまでは恐らく国のほうも対応してもらえらると思うので、やはりところどころの場所でその現状を訴えていってもらって、まずみんなが去年入った方も、またこれから入る方もこの支援金に援助を受けられるようなシステムにしていってもらいたいと思います。議長と町長、よくそこはわかっておいてもらいたいなと思います。

そこで、先ほど災害公営住宅の建設は国から8分の7の補助が入っていますよね。すごく高い補助率なので。そうすると、例えば払い下げて、払い下げ代金が町に入ってきますよね。そうした場合、やっぱりいただいた補助の割合で国庫のほうにまた返納しなければいけないという払い下げにおける国とのやりとりというのは、そういう何かあるん

でしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 公営住宅の払い下げに関しましては、その時点でもう目的を達したということですので、国庫への返納はございません。ただ、基本的には公営住宅の払い下げの価格は公営住宅の維持管理に使うために使うということに定められていますので、そういった形で多分基金に積むことになろうかと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

私、国の補助金が入っているもので、もしかしたら国庫に返納するのかなという考えでございましたが、まず町で基金に目的外使用ができないような管理をするということと理解しておりました。

そこで、これは一番の肝心なところになると思うんですが、まず既に防集団地とか、土地区画整理事業に家を建てて、自主再建されている方々にも国や県や町の補助金が入っているわけですね。今回も私はその払い下げについては、やっぱり何らかの町の支援は必要んじゃないかなと自分自身は思っています。もちろんそれはバランスを考えた中で設定しなければならないと思っているんですが、8月ごろに町の支援内容を示すという答弁であります、その金額とか内容は別として、支援は行うという方向を町は今段階で持っているのか、その辺を確認させてもらいたいんですが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 先ほど町長の答弁にもありましたけれども、協議を進めるよう指示されてございますけれども、私たちの念頭にあるのは、この200万と100万の300万分、これが例えば切れた後については、不公平にならないように例えばある程度の期間を区切って、要するに最後の入居者がことしの12月に入居するわけですが、その方が5年間例えば経過した後でもそういった形で受けられるような支援ができないかということを検討してございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） そこがこれからのまず議論になってくると思うんですが、今の考えではまず国・県の加算支援金の中でまず対応してもらおうと、それがなくなったら、それに相応する分を町で用意するという考え方ようです。この8月に内容が示されるようですので、そのときに議論してみたいと思うんですが、やはりその辺の支援のあり

方というのがどういうふうになるのかというのがやはり払い下げを希望する方にとって一番大事なところだと思うので、やはりその辺、固まっているものはまず出した中で、早目に心構えをとってもらいたいというやり方に誘導していったほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、この8月というのは、これ我々にとっては微妙な時期なんですね。我々もね、改選で、町長も改選、ということは8月というのはもしかしたら8月にやるということは、気持ちこそっちのほうに飛んでいけば、もうね、ちょっと十分な議論ができるのかな、できないのかなということを私危惧しているんです。だから、あらかじめ8月にはまず方向性を示した中で、9月になると新しい体制が決まるわけですから、その中でその4年間を見越した中でぎっちりとした議論をしていくほうが私はですね、残された任期でやるよりは、そういう方向性もあるのかなというところをまず、私自身はそういうふうに思っています。ほかの議員はどうだかわかりませんよ。いずれそういう考え方の議員がいるということをお覚ひしておいてください。

いずれ払い下げにつきましては、いずれにいたしましても再質問しませんが、いずれ支援のところをしっかりと考えていってもらいたいと思います。

そこで、次は教育のことで、教育長さん、学務課長さんにお尋ねしたいと思います。

教育の専門家でお二人いますので、素人の私が議論するということはもう本当に釈迦に説法とか、あとね、おこがましいことではありますが、保護者の思いが、そしてまた本音がそこにあるという理解の中で、聞いた中でお答えしてもらいたいと思います。そしてまた、子供が成長する上では教育関係はもちろんのこと、福祉の部分、民生の部分もかなり影響しておりますので、今回は民生の部分のほうには触れませんが、いずれ参考になればということでしっかりと聞いておいてもらいたいと思います。

まず、少子化で子供の人数が減少しているとき、なぜ支援教育を必要とする子供の人数がふえているのかなというのが私疑問なんですね。例えば、生まれながらに持った要因がある子供いるだろうし、もしかしたら成長段階でそういう要因を持つような場合もあると思うんです。ですので、大槌でも増加傾向にあるということなので、その辺をどのように分析しているのか。もしかしたら、それが民生部門のほうに、もしかしたら成長過程で原因があるのであれば、民生部門のほうに連携組まなければいけないと思うので、その辺まずどのように分析しているのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） ありがとうございます。

特別支援教育は、かつては1%の教育と言われていました。子供たちの中の1%がそういう手厚い学びの支援が必要だと、それが今は5%から7%と言われます。40人学級にしますと、学級に2人、そういう手厚い支援が必要な子供が存在することになります。さまざまな要因があると言いますが、一番の要因は、発達障害、障害の捉え方が変わってきたんだろうと、今までですと、障害の持っている子はうちで囲われていました。表に出ることがなく囲われていました。それが障害に対する理解が深まって、障害があったって同じ子供だろう、同じ人間だろう、同じ重さの命だろうと、同じ人生を歩むだろうと、そういう思いとか認識が広がったんだろうなというふうに思います。ですから、さまざま今言った、いわゆる身体的な、あるいは遺伝的な（聴取不能）できないところもあると思いますけれども、一つはそういう理解が広がったということで、押さえてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 昔は1%相当の児童・生徒が支援教室、今は違って5%から7%の子供たちがまずそこに行くようなところもあるという、数字がかなり上がってきていますよね。ということは、障害の捉え方がより詳細になったという理解だと思うんですが、ただ、やっぱりそれは専門家がそういうふうにいるところから説明受ければそういう捉え方は専門家はすると思いますが、今の親御さんたちは要するに1人か2人の子供ですよ。そうすると、どうしても大切に、大事に育てていきますよね。そういうことがあった場合、おらいの子供はどこもおかしくないんだけど何で学校のほうでそんな判断するのやという疑問を持つ方々も少なからずいると思うんです。だから、その辺はうまく、うまくというか、懇切丁寧に説明した中でお互いに学校も共通認識を持ちながら親御さんたちとコミュニケーションとっていかなければ、ちょっとしたボタンのかけ違いがそこに生じるというところがあると思うので、その辺は気をつけてもらいたいと思うんですが、では、繰り返します。普通教室と例えば支援教室の、早い話、グレーゾーンにいる子供たちと言え失礼になるかもしれませんが、行ったり来たりするような子供たちの判断をするとき、何もことしと来年の判断基準が厳しくなったり、緩くなったりとすることはないですね。その辺がやっぱりなかなか理解されにくいところだと思うので、その辺の判断する場合の今の状態でどういうふうなコミュニケーション

とりながらやっているのかなというところ、学務課長説明してもらいたいんですが。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） お答えいたします。

今現在、年に3回就学支援委員会という委員会を設定して行っております。来年度からは就学だけではなくて、全ての教育にということで教育支援委員会という名前に変えて引き続き進めてまいりますが、その中の委員さんは、児童相談所の方ですとか、特別支援学校の専門的な先生ですとか、お医者さんですとか、多くの専門的な方々を有識者に招いて、そこで学校から上がってくる子供たちについて、この子供たちのために一番最適な方法は何だろうと、このまま一般の教室で続けても大丈夫だろうか、それとも通級という形でふだんは一般の教室にしながら、ある科目、教科だけは取り出して教えてあげるとか、いやまた特別支援学級がいいか、特別支援学校がいいか、そこできちっと検査も踏まえて判定しております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） その子供にとりまして一番いい教育は何なのかというところを委員会とか、あるいはそういうところで子供のために思って議論した中で方向づけを決めるということはわかりましたが、ただ、今言うそこと保護者が一体となって同じ方向性を向かなければ、どうしてもそこに摩擦が生じてくるので、その辺、恐らく入学してきた時点から、この子供は恐らくもしかしたら数年後にはそういう選択をしなければいけないというのは学校現場でもすぐにわかるはずなんですよ。だから、その中で年数をかけた中で、そういうコミュニケーションをうまくとった中でやっていると思うのですが、これからもっとやり方を充実してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） まさにそのとおりだと思います。その教育支援委員会とかいろんな中でもいろんな学識経験者とか、専門家集まっても、出された記録で判断することが多いです。実際にその子がどう困っているのだから、どういうニーズが必要なのか、そこに立ち入らないと本当の寄り添った支援とか対応ができないんだろうなというふうに思っています。学校では年3回から4回のそういう会議を持って、今この子供がどういう状況にあるか、どういう手だてを組んだらいいかということをやっていますけれども、今、東梅議員お話にあったように、そこと親御さんとの共通理解というか、そのところはもう少し充実しなければならないというのはそういう認識は持っております。

うということで、先ほど課長が申し述べたように、いろんな機会を捉えながら保護者との連携のもとに進めていければと思います。実際私のところにも訪ねてきます。うちの子供はこうなんだがどうしたらいいかと二、三、訪ねてくる方がいます。それは学校に返してこういう悩みを持っているので、もう少し丁寧にやっ払いこうねというようなところでの学校とのやりとりをしています。私は教育行政を預かっている中で、やっぱり教育行政というのは、助け、励まし、支える行政だろうと、子供たちなり親を助けてあげ、励まして、支えるのが教育行政だろうと、それが根本だろうと思って進めています。そういう思いを今後も障害を持っている子供だけではなくて、元気な子も、わんぱくも、おとなしい子にもそういう思いで向かっていきたいなと思っています。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） そういう子供が元気な子供たちの中にも大槌町でずっと育っていくわけですよ。生活していくわけですよ。幾らそのとき醸成された同級生の関係、よい関係というのは働いている人間も、あるいはわけがあって働けない、障害を持った人間も同級生仲間ということで、後々まで暮らしていけるような、そういう場をつくるのが義務教育、小学校、中学校の期間が一番大人になるまでの中で大事な期間だと思うので、ハンデがあってもなくても何でかんで同級生なんだ、仲間なんだというような感じの中でぜひそういうハンデを持った子供たちがのびやかに学校生活を送ってもらえるような特別支援教育のあり方になってもらいたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、県全体でも免許を持った先生が足りないので、恐らく大槌に間に合うぐらいの先生が配置になるということはまずあり得ないわけですよ。ですので、どうしても特別支援教育の免許を持たない先生方にもさまざまな研修会に参加してもらって、スキルを上げてもらって、教育に携わってもらっているということで、そのことにつきましては、やはり学校の例えば今までは震災加配ということで先生が結構大槌にも来てもらいましたよね。それは年々先生の全体数が減ってくるとなると、どうしても一人二人を研修に出すのがなかなかおっくうになって、あるいは一回二回の研修を休まなければいけない、先生の数が少ないからどうしてもそういうふうな研修に参加できないということがないようにしてもらいたいんですが、その辺のやり方としては教育委員会としてどういうふうを考えていますか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 今、「ともに学び、ともに育つ」ということで、障害あるなしにかかわらず、みんなで進めていきたいと思いますという、インクルーシブ教育というのが進められているわけですが、ですので、特別支援学級担任だけが勉強するとか、そういうことではなく、全教職員が学ぶ機会というのを町でも設定しております。来年度も夏休み期間に全教職員が特別支援教育を学ぶ研修を設定しております。

また、文科のほうでも、そういう研修に行くというのが一番ですが、なかなか行けない、そういう状況もありますので、その指導方法の指針、具体案とかを盛り込んだ指針を作成するという予定になっています。今現在もありますけれども、さらに具体的なものが上がってくると思いますので、そういったものを活用しながら全教職員で進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

まず、町の単独費の中で教育支援員を持ってもらっています。大槌と吉里吉里にいるわけですが、やはり恐らく今やりとりの中で子供の支援教育を必要とする子供たちがちょっとふえているということになれば、もちろん先生方が減っているわけですから、町単独の経費の中で支援員を雇わなければいけなくなりますよね。それはやっぱり財政も厳しいと思うんですが、やはりそういうこと、今までのやりとりを考えた中で、その辺の部分はぜひ充足するような支援員のあり方、そして予算のあり方にしてもらいたいと考えております。これは要望でまず終わりますが、それで、これ画期的なやり方だと思うんですが、釜石の祥雲学校に通学のバスを今考えていると、これ本当に画期的なことだと思うんです。ですので、これはぜひ進めてもらいたいと、ただ、県立の高校がゆえに、県教委との教員が必要になってくると思うんですが、町がやる気であれば、県教委だってストップかける理由はどこにもないと思うんですが、その辺の協議の進めぐあい、そしてまた通学バスの運行のめど、まずお話できる状況なのであれば聞かせてもらいたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） こちらのスクールバス運行につきましては、今現在特別支援学校に通わせている親御さんのほうからの強い要望もございました。それで、こちら町長初め、ぜひともそこは強く検討していきたいということで、教育長みずから県教委のほうに出向いて要望してまいりました。その結果を先日保護者のほうにもお伝えしまし

たけれども、県のほうとしても前向きに考えていきたいと、今現在スクールバスは特別支援学校から釜石駅までの往復となっております。今、三陸道が通るということもあり、何とかこの大槌駅、またはおしゃっち、そこを拠点としてスクールバスを出してもらえないかということを今申し入れましたところ、先ほど言いましたとおり、前向きにということで、この要望は引き続きこれからも続けてまいります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしく申し上げます。

早期に運行がなされることを願っております。

続きまして、農業振興につきましてお尋ねしたいと思います。

この町単独の補助事業と農協普及センターなどの関係機関の協力、そして何よりもこの農家、生産者みずからの日々の努力が30年度の実績につながったのかなと考えております。農業は投資してもなかなか短期間でよい結果が出にくい面もあります。ですので、行政の方々も少し長い目で見てもらいたいなということがあります。その長い目で見たのが要するに昨年度の例えばピーマンであれば、花巻農協で4億ちょっとの売り上げがあったんですが、当町の狭隘な山の中で育てたものが1割ほどピーマンで実績を上げている。だからこれは農家の努力はもちろんなんですが、関係機関、行政を初めとする関係機関の応援がこういうふうな数字になったと考えておりますので、よろしくお尋ねしたいと思うんですが、その中で、まず当町は、やっぱり国や県は集落営農とか、法人化とか、大規模な農業を展開することを推進しているような嫌いがあるんですが、なかなかおらほの町ではね、理想はそうなんですけどなかなか厳しい面があるんですね。ですので、いかに家族経営の中で継続的な農業展開していくかというところもかなり必要になってくると思うんです。その中で、集落が一体となった活動の中で、例えば多面的な多面的機能の交付金事業、あるいは中山間等の直接支払事業も、これ一種の共同作業、集落が一体となった一部の作業ではあるんですが、そういうのも兼ねた中で、この多面的機能の交付金の事業も、あるいは中山間事業も成り立っていると思うんですが、多面的機能においては、交付金事業においては切り替え時期が来ていますよね。ですので、その辺を踏まえた今後の方向性をどういうふうに行政として誘導していくのか。中山間の直接支払事業も含めて今後どのように切り替え時期に脱退することがないような、継続して事業に取り組んでいくようなやり方を行政としてどのように進めていくつもりなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

ただいまの質問にございました中山間地域に関しましては現在4集落、そして、多面的機能支払交付金に関しましては3集落の地域に交付金のほうをお渡しいたしまして、先ほど議員おっしゃるとおりに町内のその地域内の道路の草刈りでありますとか、あとは水路の清掃活動等に活用していただいているところであります。そこで、今トータルで7集落、7集落といいますか、7地域のほうに交付金を出しているんですが、やはり地域それぞれに現状としては問題というか、課題がだんだん出てきています。その中の一つとしてはやはり地域での高齢化、あるいは実際携わる方が限定をされてきているというところで、実際協力していただいている方においても今後続けていけるかどうかというところが一抹の不安としてあるということから、一つとしてはその地域、特に多面的のエリアに関しましては、震災によります住宅再建等で山間部のほうにセットバックしている方もございますので、そういった方々を巻き込んだの取り組みでありますとか、あとは地域をさらに範囲を見直しをして、極力協力いただける方を取り込めるような範囲に再設定をしていくと、こういうふうな形で現在地域のほうとの協議を進めているところであります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かに一つ一つの地域を見ると、それぞれに課題があるわけですね。ですので、この一概なやり方の中で行政としても携わっていけないのは重々わかります。だから、その地域に合ったやり方をぜひ模索した中で、これって国からお金をいただいた中で細々しいところはほとんど直せるようなところもありますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

我々大槌町の農業者が所属する花巻農協なんですけど、4つの市で2つの町ですね。ですので、その中の大槌町なんですけど、確かに各市町にとっても予算規模も違うし、財政事情も違うと、なおかつその自治体における農業の位置づけが、比べるのであれば花巻と大槌は違うと一緒です。そんな格差があって当たり前なんです。だから、そこはそこで仕方がない、どうしようもないところがあるんですが、ただ、やっぱり当町においても農業総生産額は決して多いわけではないんですが、ただ小規模な農家に対応した、それこそかゆいところまで手が届くような支援策の中で今展開してもらっていますよ。だから、それはまずこれからも続けていくつもりだろうし、要望いたします。広域農協

がゆえに、おらほの町ではこんなのお金ついているとかという農家同士の情報交換の中で、交流の中でそういう意見交換があるわけですね。どうしてもそうなると、ああおまえのほうの町はいいなとかという話になるわけです。もちろんそこには財政事情もあるし、いろいろ一概なところは言えないんですが、例えば遠野が100円出すのであれば、じゃあ大槌では100円まではいかないがじゃあ30円ぐらいにするかというような財政が許すのであれば、そういうようなやり方の中で、できれば近隣市町村の中でいい取り組みをしているのであれば、そういう取り入れを今後私は必要だと思うんです。課長のところにそういうようなほかの市町村ではこんな事業をやっているけど大槌ではどうなんだという、そういうような要望とか情報は入っていませんか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回大槌町としましては、町単独として農産物生産振興事業補助金のほうを25年度から進めているところであります。他の市町村、村はないんですが、ほかの動向といたしましては、例えば釜石でありますと地域農業再生協議会のほうで振興局、あるいは釜石市の農林担当のほうからそれぞれどのような事業、支援メニューがあるかというのを情報交換をさせていただいておりますし、あと広域に関しましては、農協の営農センターのほうを通じまして、例えば遠野の取り組み等の情報をいただいております。例えば遠野市でありますと、ことしは雪少ないんですが、去年はかなり残雪が多かったので、それらを融雪するための炭を支給するための補助金を農協、あるいは市独自にまず補助メニューを設定して行っております。釜石のほうで特に大槌町としては参考となるというか、補助の比較でいきますと、大槌町のほうが支援のメニューも額も手厚いようなところであります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かに農業地帯の市と比べてもこれはちょっとあれなんですけれども、隣の釜石市さんと比べるとやはり我が町のほうがかなり支援状況がいいなというように私も感じております。

そこで、ちょっと話が変わるんですが、大槌町は海と山という、まず表現を使いますので、海で有名なのは浪板海岸とか、吉里吉里海岸が有名であって、山は新山高原というのが誰しもが思うんですね。ただ、新山高原の今の状況をちょっと考えてみたいと思うんですが、昭和の時代に先人たちが苦勞して新山高原を開発した中で、新山牧場をま

ずつくったと、そこでは畜産公社なるものが存在して、そこで繁殖事業とか、あとは採草事業とか、放牧事業とかということをやっていましたが、年々衰退して行って、今は公社も解散して、農家の方々が利用組合をつくって採草事業と放牧事業をしております。かなり飼養頭数においても飼養戸数においても緩やかな下降線で下がっているんですね。だから、今ここで何らかの手を打たなければ、これ本当に消滅してしまうんじゃないかというような危機感を持っています。やはり新山を生かすというのはやはり観光の場合を考えればやっぱりね、それは人が上がって草刈りすればね、沿道の草刈りすればいいという話ではないですよ。やはりあそこの中には草原があって、新山高原というのが成り立つわけです。その新山高原を維持するには人の手かと、やはりそれは牛の力を借りなければいけないんです。牛は食べて蹴って、その作業が新山の林化をかなり防いでいると思います。幸いまだ放牧事業が展開されているから林化は鈍化になっていますが、あれが牛がいなくなったら一気に林化進みますよ。だから、牛に対する直接的な何か支援策を考えていかなければいけない時期であります。担当課のほうでもいろいろな情報の中でそういうことを考えていると思うんですが、いかがでしょうか。確かに獣医さんの派遣とか、あるいは新山牧場基金を使った新山牧場運営とかありますが、プラスアルファの部分があと一つ必要なんです。その部分をぜひ考えてもらいたいと思うんですが、課長いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

新山につきましては、やはり議員おっしゃるとおり、やはり草を食べる動物を放牧することによって草だけではなくて、そういった樹木の芽も食べるということで非常に資源の管理にはすごく適していると感じます。ただ一方で、大槌町内における家畜農家さんにおいては、特に乳用に関しましては平成26年と比べて変わらないんですが、肉用牛に関しましては26年からと比較して今年度でもう5戸減ってございます。それに連動した形で飼養頭数に関しましても肉用牛に関しては80頭以上が飼養頭数減っているというところであります。畜産の部門といたしましては、ここの部分飼養頭数を幾らかでも戸当たりの数をふやしていく必要性が出てくるのかなというふうに考えてございまして、一応先ほどの議員さんのお話ありましたとおり、さまざまな支援、受精卵の移植でありますとか、あとは獣医等の派遣の支援等行っております。ただ、結果的に現在の支援といきますと、出荷するための牛に対する支援ということですので、やはり各戸で飼う数

をふやしていく取り組みというのが必要ではないかなと思います。実際全国的にも家畜農家さんの数は減っているんですが、戸当たりの飼養頭数がふえているのも全国的な動向としてはございますので、町としてもそれに合わせた形で対策を考えていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

本当に今、下降ぎみなので、今がタイミングとしてはやや遅過ぎた感もあるんですが、ここで何らかの手を打たなければ、ますます下り坂が急になるという状況が目に見えていますので、そこをどうしても関係機関とね、一番農家がやる気がなければ幾ら行政がね、頑張ったってこれは無理なところがあるんですが、今残っている農家の方々は高齢なんだけれども、しかしやる気十分、まだまだ若い者には負けられないという方々、元気のいい方々たくさんいますので、ぜひその辺は考えてもらいたいと思います。

町長、今、新山の状況、おかげさまでピーマンのほうも1割、農協の1割の売り上げを占めたということで、大変いい結果です。これを継続しながら、町民所得の向上に農業としても一助かっていきたいなと思うんですが、今、新山の状況を踏まえた中でやりとりさせてもらいましたが、改めてこの3年半の総括の中でどういうふうに農業を考えているのかというところをお尋ねした中で一般質問を終わりたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。

策定をしております第9次の総合計画の中にも第一次産業をメインにした取り組みということで考えております。やはり町民の方々の所得を上げるとのこと、特に一次産業につきましても、頑張っていきたいという思いがございます。ただ、先ほど議員お話があったとおり、行政だけがやる気を持っていてもいけないと、やはり関係、農協も含めて、漁協も含めてさまざまな関係者と実際に従事される方々が本気を持ってやることが大変大事なことではないかなと、こう強く思っておりますので、先ほどお話ありました畜産も含めて、林業を含めてさまざまな形でこれからやはり所得を向上させるんだと強い意志を持っておりますので、これからもさまざまな機会を通じながら意見を交わしながら、やはり町を活性化させると強い思いで取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。

まず3月になりますと、人事異動とか、あるいは派遣元に帰られる方々もたくさんおられます。本当にちょっと早いですが、今までの御尽力に対しまして皆様方に本当に御礼を申し上げ、敬意を表しまして今回の一般質問、再質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時57分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

先ほどの東梅康悦議員の質問で、答弁の保留がありましたので、答弁させていただきます。コミュニティ総合支援室長。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 先ほど東梅議員からお尋ねがございました災害復興住宅融資についてでございます。

こちらは、住宅が全壊または半壊し、新たに住宅を購入した方等に対する優遇融資でございまして、当初5年間は無利子、6年以降も優遇金利を適用するというものでございますが、こちら災害公営住宅の払い下げについても申し込むことができます。

受け付け期限につきましては、当初平成30年3月31日までということになっておりましたけれども、こちらは先般延長ということになりまして、2021年3月31日まで受け付けるということになっております。（「21だか20年だか」の声あり）

○議長（小松則明君） 21年でございます。よろしいでしょうか。

では、阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 無党派日本共産党の阿部俊作でございます。議長のお許しを得ましたので一般質問に移らせていただきます。

3月で震災から8年になりますけれども、町民の皆様の安心・安全、そして希望の持てる町が早くできることをお祈りしております。

それでは、まずきょうは子供たちの教育環境について、それから防災について、産業振興について3項目についてお尋ねをいたします。

初めに、大槌町の教職員の労働時間についてと子供の学び基本条例についてお尋ねいたします。

労働者の長時間勤務が「過労死」という言葉を生み出すほど深刻な事態になり、不十分ながら何らかの法整備を含め対策が考えられてきました。また、子供たちの生活・教育環境の中で、虐待、いじめなど、事件が多発し、それに対する大人の対応の問題も浮き彫りになり、報道されたりしております。

私は、未来を担う子供たちの生活時間の重要な位置にある学校について、一般質問で取り上げ、教職員の労働時間について尋ねたことがあります。そのときに上げられた課題はその後どのようなになっているかをお尋ねいたします。

ことし2月15日の全員協議会において、子供の学び基本条例の策定について説明がなされましたが、私は条例が制定されるとなると今まで任意であったものが義務となり、教職員の増員がなければますます教職員の負担増加が懸念されますが当局の考えをお尋ねいたします。

提案された条例の第3条（3）の中に「町の伝統文化や豊かな自然への深い体験や理解を通して郷土に愛着と誇りを持ち、ふるさとの未来に寄与する態度を養うこと」とあります。理念にも「子供たちがみずから地域に貢献する」とありますが、子供たちの活動そのものは、どこにいても町の誇りであり、地域の宝であるので、「ふるさと」や「地域」という特定する文言は必要ないと思いますが、いかがでしょうか。

私は、理念と条例には賛成ですが、前述の課題のほかに郷土に愛着と誇りを持つためには、郷土をよく理解することが大事だと思います。そのためには町の中や近隣の遺跡・史跡を同じ空間において立体的に目で見て感じることも大切だと思います。今ある遺跡・史跡をどのように考え伝えていくかをお尋ねいたします。

同じように津波遺構もあってしかるべきと思いますが、いかがでしょうか。

私は、旧役場庁舎については、亡くなった方の過失を問うような遺跡のあり方は、自然災害への対応として好ましいものとは考えません。地球上に住む人間にとって自然災害は常にあることで、自然は人間の知を超えていることを自覚しながら自然と向き合うことが大事なことでないでしょうか。全ての人が亡くなった方々の御冥福を祈るとともに、明るく楽しいまちをつくり、自然災害には科学的に向き合い、学習することを望んでおります。

防災についてお尋ねいたします。

町道などに枯れ木や倒木が目につきますが、特に小鎚線には電線電柱にもたれかかる木が見えます。地域住民からも不安視する声が聞こえますが、対応について伺います。また、当町はこれから乾燥や強風のシーズンを迎え、水不足が不安を大きくし、一層の警戒が必要と考えますが、その取り組みをお尋ねします。

毎年今時分には、当町の河川には水が少なくなり、今後長期的な視野に立ち、水源地の調査・保護の検討が必要ではないかと思いますが、当局の考えを伺います。

産業振興についてお尋ねいたします。

お金は望みをかなえてくれる貴重なものですが、命を支える食料なしではお金が幾らあっても意味がありません。世界が異常気象に包まれ、干ばつや豪雨によって食料生産不安定の感があり、大変気になるところです。そこで、当町の食料生産先端の漁業と農業についてお尋ねいたします。

1つ目に漁業として、主要魚種としての漁獲量の減少と法改正による漁業への企業参入の影響はどのように捉えているのかということと今後の見通しや支援策についての考えについて伺います。

次に、農業について、政府では農産物の輸出入の自由化を目指し、農地を集約化し外国と対峙できる農業を考えているように思われますが、当町の農地の集約は難しく、耕作放棄地がさらにふえる傾向にあると感じています。里山保全と水資源保護のためにも利潤追求から生きがい農業を目指し、認定農業者のみならず兼業農家にも支援を広げてはいかかと思いますが、考えをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） それでは、阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大槌町の教職員の労働時間についてと子供の学び基本条例につきましては、教育長が答弁をいたします。

津波遺構についてお答えをいたします。

町内震災遺構の取り扱いについては、平成29年2月16日の議会全員協議会で将来の財政負担やそれぞれの管理者の意向を考慮し、積極的に保存することはせず、利活用が可能な間伝承事業等で活用することとした方針をお示ししているところであります。

震災遺構は、震災遺物や慰霊施設といった震災伝承の方法の一つという位置づけであります。これまで震災伝承の具体的な取り組みとして、「忘れない、伝える、備える」を基本コンセプトに、「デジタルアーカイブシステムつむぎ」の構築や「生きた証回顧録」

の発行、住民団体が整備する地区別慰霊施設への補助等の取り組みのほか、身元不明者の御遺骨を収蔵する場として納骨堂を整備してまいりました。

また、昨年6月に開館した文化交流センターおしゃっちでは、東日本大震災津波による被害状況や復興に向かう町の姿や多くの支援に感謝を伝える展示などを行っており、現在編さんを進めている震災記録誌や今後整備予定をしている鎮魂の森なども活用して、震災伝承や防災教育を行ってまいります。

次に、町道などの枯れ木や倒木についてお答えをいたします。

町道における枯れ木や倒木が散乱した場合は、町民の皆様からの通報やパトロール等により町の直営で処理しており、道路に影響があるものは点検等により随時除去しております。電線電柱にもたれている樹木等については、電力会社でも随時点検し、処理を行っておりますが、町道管理者としても極めて危険があるものについては電力会社等に連絡し、対応していただいている現状であります。

今後についても関係機関と連携を図りながら、速やかに対処してまいります。

次に、乾燥や強風シーズンの警戒と水不足への取り組みについてお答えをいたします。

町民の皆様のお安心・安全のため消防団の協力により乾燥や強風シーズンに限らず年間を通じて火災予防に努めているところであります。

本年も3月1日から5月31日にかけて山火事防止運動を実施しており、消防団による土日・祝祭日の警戒巡視、火災予防広報等を行っております。さらに、強風の場合には、防災行政無線を活用しながら町民の皆様への火災予防広報等を実施しているところであります。

また、本年は、例年になく降雨量が少ないため、河川等の消防水利を確保するため検討が必要であります。このことから、河川等を含めた地理水利の調査を実施しており、消防団にも消防水利の確保をお願いしているところであります。

今後も気象状況を見ながら水不足による消防水利の確保に向けた調査を実施してまいります。

次に、水源地の調査・保護についてお答えをいたします。

雨水を貯留することで河川へ流れ込む量を平準化し、洪水を緩和することや土壌を通過する過程で水質を浄化するなどの森林が持つ水源涵養機能は、人々が生活していく上で大変に重要な機能であります。森林が持つ水源涵養機能を維持増進するには、保水能力が高いとされる天然林はもちろんですが、特に人工林における保育作業や間伐などの

森林経営を適切に進めることで下草が育成し、樹木も大きく育つ環境を整え、山林の持つ保水機能等を高めていくことが肝要であろうと考えているところであります。

現時点において具体的な調査を行う予定はございませんが、これからの人工林における適切な森林経営を促進することで間伐材などの町産木材の利活用が進み、同時に水源の涵養を持つことにもつながることから、来年度から施行される新たな森林経営管理制度なども活用し、森林資源の保護と活用をより広げられるよう取り組みを進めてまいります。

次に、産業振興についてお答えをいたします。

まず、漁獲量につきましては、全国的に減少傾向にあり、35年前の昭和59年には1,282万トンの漁獲がありましたが、平成29年は430万トンと約3分の1に落ち込んでおります。また、当町につきましても同じく昭和59年の魚市場の水揚げ高は7,900トンでありましたが、平成29年は約1,500トンの水揚げにとどまり、約5分の1に落ち込んでおります。特に主要魚種であるサケの落ち込みは著しく、震災以前の平成22年までは年平均で約1,440トンの水揚げでありましたが、平成29年は約180トンと10分の1程度になっております。この水揚げの落ち込みは、卸売り、漁業生産、市場流通、水産加工業だけではなく、造船業や物流、資材卸売り業等へも波及しており、その対策は喫緊の課題であり、当町においては廻来船誘致による水揚げの増加、養殖増産支援などの取り組みを進めているところであります。

このような全国的な状況を踏まえて、国は昨年12月14日に漁業法等の一部の法改正を約70年ぶりに行いました。この法改正では、漁場の活用は就業中の漁業者が優先であり、空き漁場が出た場合等に地元の調整の上で企業が参入できるようになったものであり、すぐさま企業が参入できる制度とはなっておりません。このことから、まずは地場産業の活性化のため、復興期間に行った各種支援制度に加えて、来年度から実施する磯焼け対策事業等を進め、漁場環境の向上を図るとともに、大槌地場産業活性化センターを活用した生産から加工・販売まで一貫した生産体制を確立してまいります。

次に、農業分野についてお答えをいたします。

農業分野においては、町内農業者の生産活動に係る経費を幅広く支援することで、農産物の生産拡大を推進し、農業者の所得向上につなげるため、大槌町農産物生産振興事業補助金を町単独事業として実施してきたところであります。本事業につきましては、農協を初めとした関係機関や農業者の方々との意見交換を重ね、より効果的、かつニー

ズに即したメニューとなるよう、毎年制度の改正を図っております。交付件数、交付額とも年々増加傾向にあることから、生産拡大に一定の役割を果たしてきているものと認識しているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、大槌町農産物生産振興事業補助金メニューのうち、野菜種苗及び野菜栽培用施設、耕作放棄地等解消支援事業などについては、効率のよい農業経営の観点から補助対象者を認定新規就農とマスタープラン中心経営者に限定して実施しているところであります。

また、第9次大槌町総合計画においては、生産から流通販売までの一貫したスキーム強化のため、産直施設等の利用促進にも取り組むこととしており、農協等と連携し町内で生産された農産物の販売品目及び販売数量の拡大に取り組んでまいります。

なお、大槌町農産物生産振興補助金の事業目的は、農業者の所得向上ということから、自家消費のための農産物生産に対して支援を行うことはできませんが、兼業農家の皆様が行う販売を目的とした生産に対しては関係機関と協議を行いながら、補助対象の拡大などについても検討を進めてまいります。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは、私のほうから教職員の労働時間、それから子供の学び基本条例についての御質問にお答えいたします。

初めに、教職員の労働時間についてお答えいたします。

昨年度の12月定例会におきまして、阿部俊作議員から一般質問で出されました教職員の長時間労働につきましては、全体的に労働時間が長いことや時間外勤務が多い職員が固定化されていることを課題として挙げておりました。

先日行われました大槌町立学校衛生委員会では、各学校、学園ともに少しずつ時間外労働が改善されているとの報告を受けてございます。本年の様子を見ましても、1学期、2学期、3学期と進むにつれて全体的に退庁時刻が早まってきており、これは各学校、学園の働き方改革の意識が高まっている結果であると考えております。

次に、条例制定における教職員の負担増加についてお答えいたします。

本条例につきましては、学校等を初め、保護者、地域、行政が協働し、町全体で子供たちを育てていくための目標、役割を示した理念条例、根本条例ですので、教職員に対して何ら義務を課すものではございません。

高校卒業する18歳の姿をゴールに据えた教育の目標や役割など、町としての教育の方

向性が見えることは関係する機関等においてもスムーズに連携が図られていると考えております。

子供たちが学び、育つことのできる環境の整備を行いながら、教職員につきましましては、これからも引き続き働き方改革を進めてまいります。

次に、条例における文言の必要性についてお答えいたします。

グローバル化が進む現在におきましては、みずからが国際社会の一員であることを自覚し、自分と異なる文化や歴史をよりどころとする人々と共生していくことが必要であります。そのためにはまずみずからの地域の伝統と文化についての理解を含め尊重する態度を身につけることにより、人間としての教養の基盤を培い、大槌で生まれ育ったことへの自覚や郷土を愛し、誇りに思う心を育むことが重要であると考え、条例には「ふるさと」や「地域」という言葉を位置づけております。

最後に、今ある遺跡・史跡をどのように考えていくかについてお答えいたします。

現在、大槌町には周知の埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡においては101カ所ほどが確認されております。その半数以上が縄文時代の遺跡であり、ほかにも古代、中近世の遺跡などが存在してございます。また、議員御存じのとおり、史跡指定となっている遺跡では、県指定の大槌城跡や町指定の御社地、前川善兵衛歴代の墓、田中館があり、特に県指定の大槌城跡の史跡の公園化につきましましては、震災前より大規模な整備事業を行ってきた経緯があり、今までその利活用の促進を図ってまいったところであります。

また、震災後新たに整備された町指定遺跡の御社地等につきましても今後町民の皆様や大槌町文化財保護審議会からの意見、提言をいただきながら、町の史跡公園としてふさわしい歴史的・文化的な環境を構築するとともに、震災前と同様、子供にも愛着を持たれるような史跡を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、質問順番のとおりにお尋ねしていきます。

まず、教職員の労働環境ということで、先生方がやっぱり余裕を持った、そういう形で子供たちに接してほしいなど、そういう思いでもあります。しかしながら、現実には大変ないろんな報告書を初め文書作成等々、先生方にはかなりの時間が使われているとか、そういう労働時間使われているというのは感じておりました。また、親戚にも教師をやっている方がおりましたので、テストの採点は自宅に持ち帰るといふ、そういう

う状況もあります。ですから、こういう目に見えないところで先生方の環境、これを懸念してお尋ねしているわけです。少しずつでも改善されているというのは非常に喜ばしいと思いますが、まだまだ不十分なところを感じているところです。

それで、1つお尋ねしますけれども、被災地の加配ということで、先生方の教員は今まで少し増員されておりましたけれども、今後教職員の配置はどのようになるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 来年度の加配につきましては、正直まだ県のほうからは人数のほうはこちらに上がってきてはおりません。ただ、言えることは、今年度よりも減少するという事は言われております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まだ私としては町内の教育環境を含め、まだまだ大変な時期、通常の流れになっていないような新しい小中一貫校初めとしたカリキュラムで進めているわけですので、その加配の要望とかはできないものなんでしょうか。今は間に合っているというのであれば別に問題はないんですけれども、その辺どのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 要望のほうは何度も行ってまいってきたところでございます。

また、復興加配のほかに少人数加配ですとか、すこやかサポートですとか、いろいろな復興以外の加配も多くございます。そのほうについての要望をしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 1学期、2学期、3学期と進むにつれてということですが、ただ、これは授業、あるいは夏季・冬季の休暇等々含めて普通に下がってくると思います。しかしながら、年度初めは新入生を迎えて大変いろんな神経を使うところであり、大変な状況を懸念しておりますが、その辺、新入生に対する先生方の余裕とか、そういうのはどんなものでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 新入生を迎えるに当たっては、卒業式を終えた春休み期間がその準備期間に当たるわけですが、ここのところは管理職を中心にして計画的に進めているという、これまではあります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それから、全国的にやっぱり新聞報道等でもあるように、先生方が大変多忙だという中で、その中に全国一斉テストの問題なんかも上げられておりますけれども、親にしてみれば自分の子供たちの学習範囲わかる部分も必要ですけれども、子供たちにとっても先生にとってもかなりの負担という、そういう声が聞かれますけれども、教育委員会としては全国テスト等、大槌町ではどのように考え、どのような対応になっているかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） テストのやる処理であるとか、業務については、今議員お話しのとおり通常とはまた一つふえているわけで、その分については仕事が多くなっているというのがあります。

ただ、あのテストは子供たちの定着の度合いであるとか、学びの度合いであるとか、あるいは学習習慣を調べるテストであって、ここではそのテストの点数によって学校の格差づけであるとか、先生方の指導力であるとか、そういったことは一切考えておりません。ということで、通常の学びの評価というふうに考えております。

よそでは傾向と対策で時間がとられる話も新聞紙上では見ますけれども、当町におきましてはそれはやらないということで通常の先生方の業務の範囲で賄っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

それでは、学びの基本条例についてちょっとお尋ねいたします。

学校初め、保護者、地域、行政が協働してということで答弁いただきました。それで、大変よいことだと思います。ただ、こういう組織、どういう形でそういう協働体制をとっていくのか、新たな組織をつくるのか、あるいはその中で先生方の位置づけというか、労働時間に影響はあるのか、ないのか、その辺をお尋ねしたいんですが。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） まず、新たな組織というものは、つくるということは考えてございません。今現在、大槌町では議員御存じのとおり、小中一貫教育、コミュニティスクールということで子供たちの巣立ちを見取っています。やはり教育は今までですと、学校教育は学校の敷地内、校舎の中で完結していました。であるので、多分学校は見えないとか、敷居が高いとか、行きづらいとか、そういう思いがあったわけですが、

そうではなくて、学校を開いていくということで、学校は今どこに向かって、子供たちはどういう育ちをしているのかということをお皆さんに、町に、みんなに伝えていくというのがコミュニティスクールでございます。

そういったことで、教育基本条例ができて新しいというのはございません。むしろ現在あるコミュニティスクールの学校運営協議会をきちっと有効に活用して、親御さんの意見もその中に取り込みながら学校の計画を立てていくと、校長先生が中心になりながら学校経営のあり方を進めていくということで、教育子育ては地域社会の共通の営みとして教育に対してともに責任を負うという、そういう自覚を求める、それが基本条例でございます。皆さん、今までもたくさん参画していただきましたけれども、どちらかというところ応援団として、あるいはお手伝いとして学校の足りないところを補う形での協力を求めてきましたけれども、そうではなくて、教育そのものをみんなでつくり上げていくという、学校の地域コーディネーターを含めながら先生方と協働しながら、80歳のおばあさんも来て、ふるさと科の勉強をどうするかという、そういうことをつくっていきたい。それが先生方の負担軽減につながるの、例えば去年やった運動会とことしの運動会の違いがどこかと、そういう学校運営協議会の中であれは大変じゃないかとか、ここはどうだろうということをお協議しながら理解していくということであれば、去年やったのに何でことしやらないんだと、あの先生ができたのに何でことしはできないんだと、そういう要求といいますか、すれ違いがなくなるんだろうと、その分先生方も教育に対してもっときちっと向き合える、先ほどお話ありますけれども、働き方改革は決して先生方の楽をさせることではなくて、先生方が担わなくてもいいことをやっぱり外してあげて、その分を先生方が教育の質を高めて、子供に向き合う、これは働き方改革は質の高い教育をお子供に提供する、子供に返してやるという、そういう理念でいかないとちょっと曲がってしまうなというふうにお思っています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） かつては各地域にお子供たちがいて、その中でその地域の高齢者、御老人とか、いろいろなおじいちゃん、おばあちゃんが子供を見ていろいろ声をかけたり、さまざまな昔話を聞かせたり、そういう社会だったわけですがけれども、子供たちが少なくなり、統廃合になり、そして子供たちは地域のつながりが薄くなって、それでほとんどもうバス通学という形になれば、地域の気候風土がなかなか読み取れない。そういう部分で私はその辺はやっぱりふるさと科とか、そういうのは応援したいし、頑張っ

しいなという部分があります。

それで、どのような形で子供たちとその地域を結ぶかというのに懸念を持った部分、懸念というか、どうするのかなという部分があったんです。その中で、学校教育の課程の中でやると、先生方がさらにまた大変、そうなれば、子供たちに接する先生方の信頼度を含めたいろんな問題が出てくるんじゃないかと、そういうことが報道されたりしておりますので、その辺、地域のいろんな人たちがいるわけなんですけれども、昔指導者みたいな特技を持った人たちを募集して、希望者を、そういう名簿をつくって、私はこういうことが教えられますよという、そういうのを把握していた時期があったんですけれども、そういうのも今後考えていったらどうかなという思いもあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 名簿ということなんですけれども、一つこれをつくるに当たって心配されることは、名簿に登載された、私たちの名前が上がりました、でもなかなか自分たちの出番がない、声がかからない、あれ学校はなんだろうというような、危惧されるようなことがない形に進めていきたいなというふうに思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） その名簿はまだ有効というか、そういう物はあるわけですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 大槌学園の井戸端会議室にコーディネーターが常駐して、そこで把握をしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

それでは、ちょっと今答弁いただいたので、高校卒業する18歳の姿をゴールということなんですけれども、18歳、今度、国の法律等で成人とみなすという、そういう方向性もありますけれども、この18歳概念というか、教育の中でまだ高校在学中でも18歳も出てくるわけなんです、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 18歳は学年の区切りで考えております。高3のときにもう18歳になっている子もいますし、例えば何かの事情で過年度卒で1年おくれて入学する子もいます。そういったことで学年の区切りで18を押さえたいと思っています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今度いろんな法整備について、いろいろ検討しなければならないことがふえてくるのかなと思っておりますので、そのときにまたいろいろお話をしたいと思います。

それから、条例の中で「ふるさと」という言葉と「地域」という、「地域に貢献する」という、そういうことが盛り込まれたことに対して、私は子供たちのそれこそいろんな夢と希望、それこそ宇宙にも行きたいという、そういう大きな思いがあるわけですので、「ふるさと」、「地域」に限定するような条例ではなく、もう子供たちの夢を育てる、それがこの町の子育て、それで地域の誇りになる、そういう思いでこの言葉はいらんんじゃないかなという、条例となればそれなりに制約があるんじゃないかなと感じたものですからお尋ねしたわけなんですけれども、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） まさにそのとおりだと思います。大槌から飛び立って世界で活躍できる、世界で羽ばたける人材をつくりたいと、でもそのためにはやはり自分の生まれ育ったふるさと大槌を誇りに思う、ここを誇りに思うことからスタートして、いつも阿部議員おっしゃっているこの町の文化や歴史や自然や人やそういったもの、それが全てひっくるまったのがふるさとである、そこをきちっと理解した上でなくて何で世界に飛び立って行って、あなたはどこから来たの、大槌って何なの、岩手はどこななのという話ではないだろうと、そういう意味で思いは阿部議員と全く一緒でございます。外すということではなくて、ふるさとに込める思いは一緒ですので、ぜひ残して皆さんとふるさとについて考えていきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） その辺はまた次の機会にお話ししましょう。

次に、やっぱりふるさとを知るということで、私が一番に言ってきたのは、この町が何で町になったのか。この町の歴史とそれから今ある遺跡・史跡、これを町民皆さんとともに共有し、そしてここに訪れた人たちと町民皆さんが答えられる、この町はこういう町だと答えられる、そういうことでずっと教育委員会には頑張ってもらいたいと、遺跡・史跡に対する考えを述べてきたわけなんです。それで、その中で来たんですけれども、昔の人たちの思いがいろいろ遺跡・史跡にあるわけなんですけれども、そこまできちんと皆さんが共有できればいいんですけれども、専門的な分野もありますけれども、今、教育

委員会では埋蔵文化財初め、保護審議会ありますよね。文化財保護審議会、その中でもう少し町の中の歴史文化をアピールできないものかなというふうに考えておりますが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

実は、先月2月26日に御社地に係る諮問会議を開きまして、御社地が従来の指定地より面積がふえるというところで追加指定ということで、今審議会に諮問していると、いずれ今月中には答申を受けて、それを今回の定例会にかけて議決をいただくと、いずれ審議会のほうも歴史に対して間違いなく町の歴史を後世に引き継いで継続していこうというところでは皆さん議論を重ねて一生懸命やっています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） もう御社地のことは言うなよと言っていましたけれども、出ましたのでちょっと言います。

御社地、ここには日本庭園があり、菊池祖晴さんのセックツがあり、その上に石が立ってあったわけなんですけれども、それが別々になった。私自身にとってもやっぱり昔からの姿をやっぱり保存しながら伝えていく必要があるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今の生涯学習課長が申し上げたのは、以前は史跡は真ん中に町道入って、社があったほうと池と2筆に分かれていましたけれども、それを一体に全部史跡として今度指定しようという、今答申を受けるところですけれども、そうなってくると、あのいわゆるくぼみの、くぼみといいますか、2.5メートルから下の分全部を史跡として、遺跡として指定していくので、今言ったような配置についても今まであった石碑であるとか、さまざまな配置についてももっと柔軟に具体的な対応ができるのではないかと、そこもあわせて保護審議会であるとか、あるいはそこに関係する団体の方々と協議しながらいい形で配置ができて、いわゆる一体としての御社地を皆さんに見ていただければと思います。

あと、物だけではなくて、先般、冬休み前も大槌学園からも6年生が見学に来て、勉強して現場に行ききちと御社地の歴史を勉強すると、いずれ機会ありましたらぜひ阿部議員にも子供たちに話していただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まずはあのような形になってしまっただけでは何とも史跡といってもちょっと昔を語る状況にはないと私は思っております。ですから、本来は町の歴史史跡、これはまちづくりの基本、そういうのを見ながら町の人たち、昔の人たちはどういう思いでこの町をつくったか、それを見ながら自然環境とどのようにつき合ってきたか、津波もありますし、いろんな風もあります。そういうことで次の質問にもなりますけれども、まず答弁はいいんですが、おしゃちをつくったんですけれども、ガラスが西日で、そして去年なんかエアコンなんぼつけても暑くてカーテン閉めても暑い状況です。私はフィルム張ったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺、エネルギーを使うわけです。そういうエアコン回しっぱなしでも。そういう自然をもうちょっと理解したものづくりも考えてほしいなど、そういう状況になっていますので、それを御検討ください。

それから、歴史についてはもうちょっとまだまだありますけれども、例えば挟田館の説明とか、それから御社地の説明、それから大槌町の説明、いろんな史跡の説明、それを知らせるといって、そういう状況がなかなか少ないようですので、これを御検討していただきたい。ただ、町報とかそういうのを回すだけではなく、そういう歴史に対して興味を持った人が私だけでなく、いろんな人がいっぱいいます。もっと専門的な人たちがいますので、そういう方々にしっかりと町の歴史とそれから伝えていく、まちづくりの基本と私は考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、歴史のことで津波の伝え方ということで、今まではどうしても災害を中心にこんなことがありましたという部分で、そして実際避難するときにはどのような形で逃げるかというのがなかなか伝わってこない部分があったんです。それで私自身は、やっぱり目で見て津波とはこういうものだということで、町条例でやったはまゆりでしたっけか、ああいうところを保存するということが大事ではないかなと思いますけれども、震災遺構ということで各自治体に1つずつ国では支援があるのではないかと思います、その辺どうなっているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 残念ながら大槌町ではそういった震災遺構というものが決定できませんでしたので、それについての復興交付金については大槌町についてはございません。

- 議長（小松則明君） 阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） 条例で一応そういう震災遺構にして、はまゆりを再現するという方向だったと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょう。
- 議長（小松則明君） 総合政策課長。
- 総合政策課長（齋藤正文君） 町条例のほうで災害の記憶を風化させない事業基金ということで設定しております。はまゆりの復元につきましては、町民のほうでもNPOを立ち上げておまして、そういったNPOの方々と町のほうでは協議を進めております。基金の集まりぐあいからすると、現実的に現在370万円ほどの基金の集まりぐあいといったことも踏まえまして、NPOの方々とは復元にかかわらず別な方法で伝承する方法等も考えていきたいといったところで協議を進めている途中でございます。
- 議長（小松則明君） 阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） 震災遺構というので、その遺構も当町にはあったわけですので、その辺もうちょっと深く考えていただきたいと思います。
- 次に、防災についてに移ります。
- 当町の強風というのは、他地区にはないほどのすごい強風、乾燥なわけです。それで、大槌町でも過去にも2度の大火が、町が全焼するという大火があって、町の中に水路をつくるということで議会でまちづくりの中で提案してきました。水路はつくったとは聞きました。実際に見ましたけれども、ちょっと防災には使えないような水路ではないかなと思いますけれども、その辺、水路をつくるといったときの水路の活用、どのようになっているかお尋ねしたいんですが。
- 議長（小松則明君） 都市整備課長。
- 都市整備課長（川野重美君） 現在、水路自体が県道敷の敷地内でございます。また、その水路の水源となっております可動堰、これについても二級河川内にございまして、県の沿岸振興局のほうといろいろ協議調整をしている段階でございます。
- 議長（小松則明君） 阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） 当然防火用等の水路ということで議会でも要望し、そのように水路ができたわけなんですけれども、消防の吸管を入れるその窓がないように思いますけれども、その辺どのようになっているかお尋ねします。
- 議長（小松則明君） 都市整備課長。
- 都市整備課長（川野重美君） 県道水路内の中にますを設けてございまして、そのま

すの中に吸管を中に入れてというような構造にはなっておりますが、ただ、どうしても取水量の関係で実際まだそこまで至っていないというところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 現状では私は使えないという状況を思っていますけれども、今後の取り組みについてお尋ねしたいんですが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 水路はもともとは小鎚川の部分に頭首工がございまして、それからこの町なかに引いていたと、ずっと昔の歴史から見ても昔から小鎚川から生活用水に使っていたというような歴史があったようでございます。そういったようなこともあって、あれは県のほうに要望してあの頭首工を県のほうに施工してもらって、消防水利に使っていたというのが今までの経緯のようです。

現実、今回そういった話があって、実際かさ上げしたのもっともっと水源がない状態、どうやっても低いところから高いところに水は流れませんので、ただ、そういった中でも水路をつくって、問題は頭首工から水を引っ張っていく、ただ、そこからまたポンプを使って上げるんですが、ポンプの容量そのものが足りないので、実際は水は流れますけれども、消防水利としては水深が30センチ、消防のほうと協議した結果、必要だということではなかなかその状況は満たせないだろうというふうに考えておりますが、あくまでもそういったものを受けて、建設してきたので、それについては今後もいろんな例えば地下水をくみ上げられるかどうかとか、あとは今の頭首工を直すことを県のほうに要望したり、そういった協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、消火栓等々の整備ということで前に御答弁いただきましたけれども、やっぱり自然そのものを利用することでエネルギーの消費が少なくなる、地球にも優しくなる、そういうことでいろんな装置、あるいはまちづくりをもうちょっと考えていただきたいと思います。

次に、産業振興についてお尋ねいたします。

廻来船誘致ということでずっと言われてきましたけれども、この実績はどのようになっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

廻来船の入港状況につきましては、平成30年度でございますが、地元船が1,381隻で、県内船が754隻、県外船につきましては1隻の実績でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

港湾も整備かなり進んできたように思いますし、市場の関係で船が入らないと市場機能が十分発揮できないということで、さらに頑張っていただきたいと思います。

時間もないのもう一つ、漁場の活用ということで、漁協の立場というのが何か弱くなったような、そういう感じを受けて漁協の組合長ともちょこっとお話をしたりしておりますけれども、その辺漁協の立場というのはどのようになっているかお尋ねしたいんですが。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

漁場の区域といいますか、例えば養殖の区域に関しましては、県の海区のほうに申請をいたしまして、それをどのように使っていくかにつきましては、漁協のほうで審議をして、割り当てをするということでございます。これにつきましては、従前から行われておりますことでもありますので、威力といいますか、そういった力といいますか、そういったものは変わっていないと判断をしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そのように漁協とともに第一次産業が食という一番大事なことを担うので当町においても頑張りたい部分があります。それで、法の中でいろいろさまざま言われておりますので、やっぱり漁協のしっかりとした協同組合の姿勢、漁業に対する姿勢を堅持していただくように町のほうからもいろんな御指導、あるいは援助をお願いしたいと思っております。

それから、次に農業についてお尋ねします。

農業は、当然農地の集約化と、それから認定農業を中心なところがありますけれども、実際は兼業農家が多くいるわけです。そういうわけで、その中でまた高齢者ということで、生きがいのある、そして高齢者も健康になれるような農業支援をしていただきたいなど、そういうことをお願いしてここに質問したわけなんですけれども、農業者の例えば自家用栽培、最初は中心であってもそれが余剰のものになれば産直なんか売り出す、それが今の現状なわけです。ですから、そういう高齢者でもできる農業、その推進、そ

れから情報収集等を公の機関にお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

まず、各生産者、農家さんからの情報に関しましては、各地区の部落座談会等を企画をいたしまして、その農家の方々の御意向確認をするというのがまず一つとしてございます。また、毎年営農の計画書の策定もお願いをしておりましたので、そちらのほうは農協さんと連携をして系統出荷での生産になるのか、あるいは産直への出荷になるのか、あるいは自家消費になるのかというところの確認をとってございます。

ただ、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、農産物生産振興事業補助金ということで種苗購入に関する補助をやっていますが、それにつきましてはやはり系統、あるいは産直出荷を前提としておりましたので、自家消費の余剰分を産直に出すという部分はちょっとカウント外という形になっております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） いきなりは産直には出せないんです。物をつくって、そういう技術を蓄積しなければならないんですよ。いろんな面で。例えばワラビとかそういうのありますけれども、排水とか、肥料とか、そういう面で実際研究を重ねながら挑んでいかなければならない部分があるんです。その辺の支援ももうちょっと考えてほしいなという部分もあります。つまり、今研究の産業研修センターというか、そういうのはつくるとは言いますが、実際現場で農業研究するという部分もあるんです。その支援策も考えてほしいと思いますが、検討いただけないでしょうかという質問です。いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今の阿部俊作議員の御質問の中では、今まで生産者の方がつくったことがない作物を新たに作付した場合ではないかなというふうに推測をしてでの答弁になりますが、その際に普及センターでありますとか、あとは農協の営農センターのほうで生産技術等の現場での講習会や指導等を行っていただけるようお願いを引き続きしていきたいというふうに思いますし、新たな作付に関しましては、もしその余剰分を産直のほうに出すという形であれば、逆に産直に出すという扱いでの計画の提出をしていただいて、種苗購入の補助をいただいてからやったほうが経費のほうは抑えられるのではないかなとい

うふうに思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

その辺の指導とか、あとそういう制度の充実、それを農家の皆さんにもうちよつと詳しく説明とか、そういう機会を持っていただきたいと思います。

それから、最後に1つ。もう4月というか、3月でいろんな課の変更等あるわけなんですけれども、農林水産というのはやっぱりこの町の重要な位置づけではないかなと思います。その充実をしっかりと求めて産業振興、基幹産業の中心頭脳というか、そういう位置づけで組織をつくってほしいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 4月から部局制から課室制へと移行になりますけれども、やはり産業関係につきましては、しっかりと組織体制含めて強化をしてまいりたいと、こう考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まだまだいろいろお尋ねしたいところがありますけれども、いろんな検討と私の資料もちよつと不足部分がありますので、私はこれで質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす6日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦勞さまでございました。

散 会 午後0時09分